

議案第3号

加西市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

加西市長 西村 和平

加西市消防団条例の一部を改正する条例

加西市消防団条例（昭和42年加西市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第14条中「報酬及び手当」を「年額報酬及び出動報酬」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

区 分	年額報酬の額
団長	年額 212,000円
副団長	〃 130,600円
分団長	〃 122,200円
部長	〃 36,000円
班長	〃 32,500円
その他団員	〃 26,000円

別表第2（第14条関係）

区分		出動報酬の額
火災現場での消火活動、 災害現場での処理・対応、 行方不明者等の搜索活動 等に出動した場合	1時間未満	日額 2,000円
	1時間以上4時間未満	日額 8,000円
	4時間以上	日額 16,000円 (8時間を超えた場合は、1 時間ごとに2,000円を加 算する。)
加西市消防団が主催する訓練に従事するために出動した 場合		1回 2,000円
加西市消防団が主催する広報活動に従事するために出 動した場合		1回 1,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加西市消防団条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、令和5年度以後の年度分の報酬について適用し、令和4年度以前の年度分の報酬につ

いては、なお従前の例による。

- 3 新条例別表第2の規定は、施行の日以後の出動に伴う従事について適用し、同日前の出動に伴う従事については、なお従前の例による。

(審議資料)

消防団員の処遇改善について、消防団あり方検討委員会の報告を受けて団員報酬の増額を図るため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

(1) 団員報酬の変更

	現 行	改正案
部 長	年額 24,500 円	年額 36,000 円
班 長	年額 13,000 円	年額 32,500 円
その他団員	年額 11,000 円	年額 26,000 円

(2) 団員出動報酬の変更

種別	現 行	改正案	
	手当の額	出動報酬の額	備考
災害等 現場出動	1回 2,000 円	1 時間未満 日額 2,000 円	
		1 時間以上 4 時間未満 日額 8,000 円	
		4 時間以上 日額 16,000 円	8 時間を超えた場合は、 1 時間ごとに 2,000 円を 加算する。
訓練出動	1回 1,000 円	1回 2,000 円	
広報活動	1回 500 円	1回 1,000 円	